

令和5年11月30日 開会

令和5年 第4回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

## 目 次

1	議第 50 号	寒河江市教育委員会委員の任命について	1
2	議第 51 号	寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について	2
3	議第 52 号	寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について	3
4	報告第10号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	4
5	報告第11号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	6
6	承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））	8
7	議第 53 号	令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）	別冊
8	議第 54 号	令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
9	議第 55 号	令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
10	議第 56 号	寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について	9
11	議第 57 号	寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定について	14
12	議第 58 号	寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について	19
13	議第 59 号	寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について	24
14	議第 60 号	さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について	27
15	議第 61 号	トルコ館に係る指定管理者の指定について	29
16	議第 62 号	二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について	31
17	議第 63 号	寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について	33
18	議第 64 号	寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定について	35
19	議第 65 号	寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について	37

20	議第 66 号	寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について	39
21	議第 67 号	寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について	41
22	議第 68 号	寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について	43
23	議第 69 号	寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について	45
24	議第 70 号	寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について	47
25	議第 71 号	寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者の指定について	49
26	議第 72 号	寒河江公園に係る指定管理者の指定について	51
27	議第 73 号	字の区域及び名称の変更について	53

議第50号

寒河江市教育委員会委員の任命について

寒河江市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

大沼尚史（敬称略）

理由

寒河江市教育委員会委員のうち1名が任期満了となることに伴い、委員の任命について議会の同意を求めようとするものである。

議第51号

寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について

寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任したいので、寒河江市財産区管理会条例（昭和30年市条例第31号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

菊地直人	大沼勇市	渡辺光雄
秋場尚弘	秋場利光	土田英二
秋場清寿		

(敬称略)

理由

寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の任期満了に伴い、委員の選任について議会の同意を求めようとするものである。

議第52号

寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について

寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任したいので、寒河江市財産区管理会条例（昭和30年市条例第31号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

記

川越孝男	小野秀夫	加藤誠
佐藤傳	小野光雄	大沼光弘
佐藤甚一		

(敬称略)

理由

寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の任期満了に伴い、委員の選任について議会の同意を求めようとするものである。

報告第10号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

## 専第8号

### 損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

#### 記

#### 1 損害賠償の原因

令和5年8月13日午後6時ごろ、寒河江市内ノ袋一丁目11番地の1寒河江市立陵南中学校の西側道路において、損害賠償請求者の運転する自動車が、対向車とすれ違うためテニスコート側に車を寄せた際、強風で防風ネットがあおられ、ネット下部の金具が車体に接触し、車体の一部が破損したものである。

#### 2 損害賠償の請求者

寒河江市在住の40代女性

#### 3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金160,281円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和5年10月3日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

報告第11号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

## 専第10号

### 損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

#### 記

#### 1 損害賠償の原因

損害賠償請求者が運営する介護事業所「デイサービスあなたとえがお（寒河江市大字西根字石川西269番地の1）」所有の車両に、認知症啓発のマグネットシートの貼付を令和5年9月の1か月間依頼したところ、貼付部分である助手席側後部スライドドアに、錆び等の劣化を生じさせたものである。

#### 2 損害賠償の請求者

河北町谷地中央四丁目4番地の9

株式会社 壺 代表取締役 縄 一彦

#### 3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金81,496円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和5年11月9日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

10月に改正されたふるさと納税制度の改正前の駆け込み需要による、想定を超える寄附金に対する返礼品等の必要経費追加のため、令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行なったものである。

議第56号

寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成4年市条例第1号）の一部を別紙  
のとおり改正する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

## 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部を改正する条例

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成4年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の4号を加える。

- (6) 屋内型児童遊戯施設
- (7) キャンプ場
- (8) グランピング場
- (9) RVパーク

第3条の2の次に次の1条を加える。

（使用期間）

第3条の3 第3条第7号から第9号までの施設の使用期間は、4月1日から11月30日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用期間を変更することができる。

第4条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「みだし」を「乱し」に改め、同項第6号中「暴力等の行為」を「暴力等他人に迷惑又は危害を及ぼす行為」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 危険物及び危険のおそれがある物を持ち込むこと。

第4条第1項第4号中「ごみ」を「所定の場所以外でごみ」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 所定の場所以外で飲食又は飲酒をすること。

第5条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 物品の販売、配布その他の営利を目的とする行為をすること。

第9条第3号中「7日前」を「7日前（第3条第7号から第9号までの施設においては、使用しようとする日の前日）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

#### 別表第1

##### 施設の開場時間

施設名称		開場時間
さくらんぼ会館 トルコ館 臨川亭		午前9時から午後6時まで
キャンプ場	日帰り	午前10時から午後6時まで
	宿泊	午後1時から翌日の午前9時まで
グランピング場	宿泊	午後1時から翌日の午前9時まで
RVパーク	宿泊	午後1時から翌日の午前11時まで

別表第2

施設の使用料

区分		時間		使用料
臨川亭	入場料を徴収しないとき	午前	午前9時から午後0時30分まで	3,000円
		午後	午後1時から午後6時まで	5,000円
		全日	午前9時から午後6時まで	10,100円
	入場料を徴収するとき	午前	午前9時から午後0時30分まで	10,100円
		午後	午後1時から午後6時まで	15,200円
		全日	午前9時から午後6時まで	25,400円
キャンプ場 (1区画)	日帰り	午前10時から午後6時まで		1,650円
	宿泊	午後1時から翌日の午前9時まで		3,300円
グランピング場	宿泊	午後1時から翌日の午前9時まで		16,500円
RVパーク (1区画)	宿泊	午後1時から翌日の午前11時まで		3,300円

備考

- この表において「入場料を徴収するとき」とは、入場料、会費、会場整理券等入場することに関する対価が2,000円を超える場合のほか、その他これに類する取扱いがなされる場合をいう。
- 臨川亭において、やむを得ず定められた時間を超過して使用する場合の超過使用料は、1時間につき、全日使用料の1時間当たりの額にその額の2割を加算した額とし、1時間未満は1時間として計算する。この場合において、

超過使用料に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 3 キャンプ場、グランピング場及びRVパークにおいて、やむを得ず定められた時間を超過して使用する場合は、1時間につき、宿泊使用料の1時間当たりの額にその額の2割を加算した額とし、1時間未満は1時間として計算する。この場合において、超過使用料に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 第3条第7号から第9号までの施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 第3条第7号から第9号までの施設の使用の許可及び取消し、使用料の徴収その他の当該施設の使用に関して必要な手続は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

#### 理 由

アクティビティエリアの整備に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第57号

寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定について

寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

## 寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども達に遊びと学びの場を提供する屋内型児童遊戯施設  
(以下「児童遊戯施設」という。)の管理に関し必要な事項を定め、子育て環境  
の整備と地域活性化に資することを目的とする。

(指定管理者による管理)

第2条 児童遊戯施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第  
244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定する  
もの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第3条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 児童遊戯施設の運営及び維持管理に関する業務
- (2) 第8条に規定する利用の制限及び第10条に規定する利用の中止等に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用者の範囲)

第4条 児童遊戯施設を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童及びその保護者
- (2) 保育所その他の子育てを支援する活動を実施するもの
- (3) 市内在住の中学生
- (4) その他市長が適当と認めるもの

(開館時間)

第5条 児童遊戯施設の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第6条 児童遊戯施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 1月1日

(利用の申請)

第7条 児童遊戯施設を利用しようとするもの（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者が定める方法により申請するものとする。申請した内容を変更しようとするとき、又は取り消そうとするときも同様とする。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を制限するものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物又は附属設備（以下「建物等」という。）を破損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として利用しようとするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、児童遊戯施設の管理上支障があると認められるとき。

(遵守事項等)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守り、児童遊戯施設を良好な状態において

利用しなければならない。

- (1) 危険物及び危険のおそれがある物を持ち込まないこと。
- (2) 児童遊戯施設の敷地内において喫煙をしないこと。
- (3) 指定された場所以外では、飲食をしないこと。
- (4) 許可なく物品を販売し、又は配布しないこと。
- (5) 許可なく広告類を掲示し、又は配布しないこと。
- (6) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 指定管理者の指示に従うこと。

(利用の中止等)

第10条 指定管理者は、その利用が第8条各号のいずれかに該当すると認められるとき、又は前条各号のいずれかに違反すると認められるときは、その利用若しくは行為の中止又は児童遊戯施設からの退去を命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても指定管理者はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、その利用により建物等を損傷し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、またその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める理由があるときは、この限りではない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 児童遊戯施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 児童遊戯施設の利用の申請その他の児童遊戯施設の利用に関して必要な手続は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

理 由

子育て環境の整備と地域活性化を目的として設置する屋内型児童遊戯施設の管理に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

議第 5 8 号

寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について

寒河江市国民健康保険税条例（昭和 3 7 年市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

## 寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

寒河江市国民健康保険税条例（昭和37年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第11条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第11条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27

号) 第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項に規定する届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項に規定する届出を省略させることができる。  
第16条第1項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号)」を「地方税法施行令」に改める。

第20条第1項中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)」を「地方税法施行規則」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の寒河江市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第59号

寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について

寒河江市いこいの森に関する条例（平成3年市条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

## 寒河江市いこいの森に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市いこいの森に関する条例（平成3年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

### (3) キャンプ場

別表第1森のいえ以外の項使用期間の欄中「3月20日」を「4月5日」に改める。

別表第2中

「

テントベース	1泊	テント1張りにつき3人以内利用	200円
		テント1張りにつき4人以上利用	300円
	日帰り	テント1張りにつき3人以内利用	100円
		テント1張りにつき4人以上利用	200円

」を

「

キャンプ場	1泊	テント1張りにつき3人以内利用	400円
		テント1張りにつき4人以上利用	500円
	日帰り	テント1張りにつき3人以内利用	300円
		テント1張りにつき4人以上利用	400円

」に

改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 理 由

いこいの森再整備に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第60号

さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成4年市条例第1号）第3条第2号に規定するさくらんぼ会館に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

- 1 施 設 の 名 称 さくらんぼ会館
  
- 2 指定する団体の名称 寒河江市中央工業団地75番地  
さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 安孫子 常哉
  
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第61号

トルコ館に係る指定管理者の指定について

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成4年市条例第1号）第3条第3号に規定するトルコ館に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 トルコ館
- 2 指定する団体の名称 東京都練馬区谷原四丁目20番40号  
株式会社トゥーバトレーディング  
代表取締役 ネジデッド デミュルレック
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第62号

二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成4年市条例第1号）第3条第5号に規定する二の堰親水公園に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

- 1 施 設 の 名 称 二の堰親水公園
  
- 2 指定する団体の名称 寒河江市字中河原222番地の2  
寒河江川土地改良区  
理事長 奥山 喜男
  
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第63号

寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について

寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の設置及び管理に関する条例（令和2年市条例第16号）第2条に規定する寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設
  
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字八鍬字川原 9 1 9 番地の 6  
一般社団法人寒河江市観光物産協会  
代表理事 佐藤 正樹
  
- 3 指 定 の 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第64号

寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定について

寒河江市立図書館に関する条例（平成元年市条例第13号）第2条に規定する寒河江市立図書館に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市立図書館
  
- 2 指定する団体の名称 東京都文京区大塚三丁目1番1号  
株式会社図書館流通センター  
代表取締役 谷一 文子
  
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第65号

寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について

寒河江市体育施設に関する条例（昭和55年市条例第43号）第2条第1号から第5号までに規定する寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場及び寒河江市市民体育館合宿所並びに寒河江市都市公園条例（昭和53年市条例第23号）別表第3に規定する寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市市民プール  
寒河江市市民体育館  
寒河江市市民テニスコート  
寒河江市市民弓道場  
寒河江市市民体育館合宿所  
寒河江市野球場  
寒河江市陸上競技場
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字西根字石川西375番地の3  
一般社団法人寒河江市スポーツ協会  
会長 大沼 幸仁
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第66号

寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について

寒河江市総合子どもセンター設置及び管理に関する条例（昭和54年市条例第33号）第2条に規定する寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市総合子どもセンター
  
- 2 指定する団体の名称 寒河江市中央二丁目2番1号  
社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会  
会長 工藤 正年
  
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第67号

寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る  
指定管理者の指定について

寒河江市老人福祉センターに関する条例（昭和50年市条例第35号）第1条第2項に規定する寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例（昭和63年市条例第16号）第2条に規定する寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市老人福祉センター  
寒河江市屋内ゲートボール場
- 2 指定する団体の名称 寒河江市中央二丁目2番1号  
社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会  
会長 工藤 正年
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第68号

寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について

寒河江市技術交流プラザに関する条例（平成5年市条例第10号）第2条第2項に規定する寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

- 1 施 設 の 名 称 寒河江市技術交流プラザ
  
- 2 指定する団体の名称 寒河江市中央工業団地153番地の1  
寒河江市技術振興協会  
会長 大沼 一彦
  
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第69号

寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、  
寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に  
係る指定管理者の指定について

寒河江市寒河江駅前交流センターの設置及び管理に関する条例（平成16年市  
条例第14号）第2条に規定する寒河江市寒河江駅前交流センター及び寒河江市  
歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例（平成13年市条例第24号）  
第2条に規定する寒河江駅歩行者専用自由通路並びに寒河江市自転車等駐車場設  
置及び管理に関する条例（平成13年市条例第13号）第2条に規定する寒河江  
市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者につ  
いて、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17  
年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称            寒河江市寒河江駅前交流センター  
寒河江駅歩行者専用自由通路  
寒河江市寒河江駅正面口駐輪場  
寒河江市寒河江駅南口駐輪場
- 2 指定する団体の名称        寒河江市本町2丁目8番3号  
株式会社GRS  
代表取締役 飯川 忠治郎
- 3 指 定 の 期 間        令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第70号

寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について

寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例（昭和56年市条例第9号）第2条に規定する寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市葉山市民荘
  
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字米沢字冨沢566番地の1  
特定非営利活動法人  
スペース・アンド・タイム・クリエーション  
理事長 丹野 浩之
  
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第71号

寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る

指定管理者の指定について

寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例（昭和53年市条例第37号）第2条に規定する寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市慈恩寺第1駐車場  
寒河江市慈恩寺第2駐車場
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字慈恩寺地籍31番地  
慈恩寺観光振興会  
会長 那須 孝可
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第72号

寒河江公園に係る指定管理者の指定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置する寒河江公園に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江公園
  
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字寒河江字鷹の巣4番地の3  
さがえランドスケープ共同企業体  
代表 有限会社グリーン・プランテーション  
代表取締役 瀧川 利英
  
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第73号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、告示の日から、本市の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更するものとする。

令和5年11月30日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

理由

都市計画法に基づく開発行為の許可を受けた宅地造成事業に伴い、造成区域が複数の字にまたがることから、これを整理するため、字の区域及び名称を変更しようとするものである。

字の区域及び名称の変更調書

大 字	字	地 番
寒 河 江	上 野	甲1149-2、甲1150-2、甲1151-1、 甲1152-1、甲1154-1、甲1154-2、 甲1155-2、甲1155-3、甲1155-5、 甲1157-2、乙881-2、乙885-1、 乙886-2、丙1946-1、丙1947-1、 丙1948-1、丙1948-2
	高瀬山	乙978-3、乙978-31、乙978-150、 乙978-152、乙978-982
	三 条	丙2289-4

上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有財産の法定外公共物の一部を高瀬台に変更する。(上記地番は、令和5年11月6日現在の登記簿による。)